

## 弓道場の個人使用方法について

現在、弓道場の個人使用できる条件として「有段者または有段者の指導者が同伴する場合」としております。この個人使用できる条件を下記のとおりまとめましたので、周知いたします。

ご利用の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

### 個人使用条件

#### ○未経験者（未実施者）の使用

有段者である保護者 または 有段者である大人の同伴が条件

#### ○小・中学生（有段者）

保護者 または 大人の同伴が条件 **※大人…20歳以上の成人**

#### ○高校生～一般（有段者）

同伴必要なし

### 受付について

#### ○受付時に段位証明書を提示する。

- ・次回以降は段位証明書を持参しなくていいように、確認用紙に必要事項をご記入いただき台帳で管理いたします。
- ・台帳で管理する期間は**2年間**です。管理期間を過ぎた場合は、再度段位証明書のご提示をお願いいたします。
- ・段位証明書は**写真**でかまいません。（携帯電話・スマートフォンの写真データなど）

#### ◎使用料金のかかる対象者について

- ・競技者
- ・指導 及び 練習の補助（矢の回収など）をする者